

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

電話番号() ー

商 号

又は名称

代表者の

役職氏名

登 録 申 請 書

資金決済に関する法律第8条第1項の規定により第三者型発行者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の役職氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登 録 番 号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	
(ふりがな)		
1. 商 号 又 は 名 称		
(ふりがな)		
2. 代 表 者 の 氏 名		
3. 住 所	(郵便番号 ー) 電話番号() ー	
4. 資 本 金 又 は 出 資 の 額		
5. 役 員		
(ふ り が な) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名	

6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先		
(ふりがな) 営業所又は事務所の 所 在 地	(郵便番号 —)	
連 絡 先	電話番号() —	

(記載上の注意)

1. 登録申請の際は、※「登録番号」には、記載しないこと。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 役員について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「役員」の欄に括弧書で併せて記載することができる。
6. 「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。

(第3面)

7. 営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —

		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —

(記載上の注意)

1. 前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所又は事務所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

- (1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	寄附への使用の有無	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無

電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額	移転可能額の上限等
種類	名称		

(記載上の注意)

1. 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
2. 「発行価格」は、販売価格を記載すること。
3. 「使用範囲等」は、前払式支払手段を使用できる加盟店について記載すること。
4. 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。
5. 「寄附」とは、第23条の3第2項に規定する寄附をいう。

6. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。
7. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。
- ① 残高譲渡型前払式支払手段
 - ② 番号通知型前払式支払手段
 - ③ 第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段
8. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。
- ① 残高譲渡型前払式支払手段
 - (i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額
 - (ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額
 - ② 番号通知型前払式支払手段
 - (i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高(当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。(ii)において同じ。)の額
 - (ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
 - ③ 第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段
 - (i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
 - (ii) 第5条の2第2項第2号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な1月間の未使用残高の総額
9. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

- (2) 前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面(別添)
- (3) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、前払式支払手段の発行に係る業務(製造、保管、搬送、販売、残高集計、システム管理及び資金決済)を委託している場合に、前払式支払手段の種類ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に

記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第6面)

(4) 発行、資金決済の概要図



(記載上の注意)

前払式支払手段発行者、業務受託者、加盟店及び前払式支払手段購入者の間における発行及び資金決済の形態を、前払式支払手段の種類ごとに簡略に図示すること。

(第7面)

(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し



(記載上の注意)

1. 発行した前払式支払手段で使用可能な全てのもの(法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。)について貼付すること。
2. 第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報(法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報)を表示した電子機器の画面を印刷したもの等を貼付すること。

(第8面)

9. 主要株主の氏名、商号又は名称

[illegible]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第15条第1号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第15条第1号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、保有する議決権の数の第15条第1号に規定する総株主等の議決権の数に対する百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

10. 発行者の他にやっている事業の種類

--

(記載上の注意)

日本標準産業分類基準表細分類により記載すること。

11. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

--

12. 令第5条第1項第2号ニに規定する預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地

(ふりがな)	
銀行等の 商号又は 名称	
所在地	(郵便番号 —) 電話番号() —

(記載上の注意)

発行者が一般社団法人等で、令第5条第1項第2号ニに規定する預貯金が登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されている場合に記載すること。

(第10面)

13. 登録免許税領収書貼付欄

--